

保総発 1 1 1 2 第 1 号
平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日

保健医療福祉情報システム工業会
医事コンピュータ部会長 殿

厚生労働省保険局総務課長



レセプトコンピュータ販売に関する要請について

厚生労働省においては、レセプトの電子化を推進するため、平成 21 年度補正予算において、保険医療機関等におけるレセプトコンピュータ（以下「レセコン」という。）の購入等に係る費用の補助制度を設けたところであります（参考）。

つきましては、保険医療機関等において補助制度が十分に活用され、レセプトの電子化・オンライン化が円滑に進むよう、下記事項について貴会会員に対し要請いたしますので、会員への周知方、よろしくお取り計らい願います。

記

1. レセプトの電子化期限等の周知について

レセコンの販売、リース（以下「販売等」という。）に関する営業活動を行うに際しては、保険医療機関等に対し、以下の事項を十分説明していただきたいこと。

- ・ 当該保険医療機関等におけるレセプトの電子化への対応期限
- ・ 当該期限以降は、原則として電子媒体又はオンラインによる請求でなければ診療（調剤）報酬が支払われないが、これらによる請求が特に困難と認められる場合は、あらかじめ審査支払機関に届け出ることにより、書面による請求が可能となり、診療（調剤）報酬が支払われる仕組みとすることとしていること

2. レセコンの機能について

(1) レセコンに求められる機能について

今後、保険医療機関等に対してレセコンの販売等を行うに当たっては、原則として電子レセプトを作成する機能を有するレセコンを販売等していただきたいこと。

電子レセプトを作成する機能を有しないレセコンを販売等する場合には、保険医療機関等に対し、上記 1. に記載した事項に加え、次の事項についても必ず説明し、理解を得て契約していただきたいこと。

- ・ 期限までにレセコンの買い換え等の対応が再度必要になる旨
- ・ 買い換え等の対応に必要な費用の見込み

(2) レセコンの品揃えについて

今後、小規模な保険医療機関等においても、レセプトの電子化を推進していく必要がある。このため、機能を電子レセプト作成に必要な範囲に絞ったレセコンを含め、保険医療機関等のニーズに幅広く応えられるよう、レセコンの品揃えの多様化を図っていただきたいこと。

小規模な保険医療機関等に過剰な負担が生じることなく、補助制度が十分に活用されるよう、以下の点を踏まえてレセコンの説明を行っていただきたいこと。

- ・ 機能を電子レセプト作成に必要な範囲に絞ったレセコンを販売している場合は、当該レセコンを選択肢に加えて紹介すること
- ・ 電子レセプトを作成できる機能に加え、付加機能を有するレセコンを販売する場合には、電子レセプトを作成するための機能とそれ以外の付加機能についてその内容を丁寧に説明するとともに、また、それぞれの機能に関する費用の概算を示すこと
- ・ レセコンによっては、補助上限額の範囲内で購入することが可能な商品もあること

3. レセコンの契約方法について

補助制度においては、①レセコン購入（買い換え）、初期設定及び送信用パソコンの購入、又は②ソフトウェア導入、初期設定（既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。）及び送信用パソコンの購入のいずれかを対象としており、リース契約は補助額が極めて少額となること等から補助の対象とはしていない。

このため、保険医療機関等において、補助制度の活用が十分図られるよう、次の事項について検討していただきたいこと。

- ・ 補助制度の対象となるレセコン等については、リース契約ではなく売買契約により購入することを可能とすること
- ・ 電子レセプトを作成できる機能に加え、それ以外の付加機能を有するレセコンを販売等する場合には、例えば①補助制度の対象となるレセコン等を売買契約に、②それ以外の付加機能部分をリース契約にするなど、保険医療機関等の負担を軽減する対応をとること
- ・ 補助制度の対象となるレセコンについても、売買契約による初期費用と保守管理契約による費用の配分を工夫し、初期費用部分を補助単価上限額の範囲内とするなど保険医療機関等の負担を軽減する対応をとること

4. レセコンの納入等について

(1) 納入時期の明示等について

レセコンの販売等の契約に際しては、保険医療機関等に対し、必要な作業が完了し、電

子媒体又はオンラインによる請求が可能となる見込み時期を明示していただきたいこと。

また、その作業に遅れが生じ、当該医療機関等の対応期限を徒過するおそれが生じたときは、速やかにその旨を告知するとともに、契約業者の作業遅れにより電子媒体による請求ができない旨をあらかじめ審査支払機関に届け出ることにより、書面による請求が可能となり、診療(調剤)報酬が支払われる仕組みとすることとしていることを教示するなど、必要な対応をとっていただきたいこと。

(2) 円滑な納入について

本年4月にオンライン化の期限を迎えながら、現在猶予措置の特例を受けている病院(400床未満でレセ電対応)及び薬局(レセコン使用)については、平成21年12月診療分(平成22年1月請求分)から電子媒体又はオンラインでの請求が必要となることから、期限内に対応していただきたいこと。

また、その後もレセプトの電子化への対応期限が順次到来することから、保険医療機関等が期限までに対応できるよう、納入作業が円滑に進むよう取り組んでいただきたいこと。

5. 補助制度の執行への協力について

補助制度の対象は、①レセコン購入(買い換え)、初期設定及び送信用パソコンの購入、又は②ソフトウェア導入、初期設定(既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。)及び送信用パソコンの購入のいずれかである。

このため、保険医療機関等が補助申請書を提出するに当たっては、申請内容の妥当性を確認できる書類を添付する必要があることから、保険医療機関等に交付する領収書及び納品書を作成する場合には、①又は②のそれぞれについて、補助対象外の費用と区別して、次に掲げる費用の額がわかるように分けて記載していただきたいこと。

- ・ ①の場合は、「レセコン購入(買い換え)に要した費用」、「初期設定に要した費用」及び「送信用パソコンの購入に要した費用」
- ・ ②の場合は、「ソフトウェア導入に要した費用」、「初期設定(既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。)に要した費用」及び「送信用パソコンの購入に要した費用」

6. その他

上記1～5の要請内容について、自社製品を扱う販売店、系列の販売店等にも周知いただきたいこと。

(参考) レセプトオンライン化補助制度について

1. 交付要綱の概要

(1) 補助対象範囲

- ・レセコンの購入は、レセコン本体、初期設定及び送信用パソコン
- ・ソフトウェア導入等は、ソフトウェア導入、初期設定（既存レセコンに内蔵のソフトウェアの設定変更又は傷病名コード整理等の諸設定を含む。）及び送信用パソコンの購入

※レセコン購入・ソフトウェア導入等ともにリース契約は補助対象外。

(2) 基準額

- ・レセコンの購入
病院は250万円、医科・歯科診療所及び保険薬局は50万円。
- ・ソフトウェアの導入等
病院は50万円、医科・歯科診療所は40万円。

(3) 補助額

基準額又は実購入額に1/2を乗じて得た額とを比較して低い方の額。

2. その他

別添の平成21年度医療施設等設備整備費（レセプトオンライン化設備整備事業）交付要綱等参照のこと。